今般、神奈川労働局の関係事業主を代表する者北里さとしの辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成24年４月４日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、神奈川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成24年４月13日

４　推薦書及び添付書類提出先　神奈川労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

| 氏　名 | 年齢 | 所属団体名及びその地位 | 略歴 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

## 公　聴　会

### 一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年四月四日

関東経済産業局長　照井　恵光

一　件名　沼田ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十四年四月二十八日　午後二時から

三　場所　沼田市中央公民館　第一会議室（群馬県沼田市東倉内町八百二十九番地一）

四　事案の要旨

１　一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

２　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び沼田ガス株式会社（群馬県沼田市材木町千二百九十一番地二）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話番号がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「沼田ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年四月十一日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一―五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「沼田ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十四年四月十一日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一―五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

沼田ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

| |
|---|
| |

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

## 公　告

### 諮　事　項

### 第三者所有物の没収に関する公告

平成24年４月４日

名古屋地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成24年４月18日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

１　係属裁判所　名古屋地方裁判所刑事第６部

２　被告事件名　賭博開帳図利

３　被告人氏名　山田税由こと　中村　税由

４　公判期日　平成24年４月19日

５　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

現金291万1,000円

（名古屋地方検察庁　平成24年領第916号符号１・２・４の１・５）

６　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は、北上拓也らと共謀の上、平成24年２月４日、名古屋市中区栄４丁目11番１号アイランドビル２階所在のバカラ賭博店「ゴッホ」店内において、賭博場を開帳し、賭客らに、賭金代用チップ及びトランプカードを使用して金銭を賭けさせ、いわゆる「バカラ」と称する賭博をさせ、その際、同人らからバンカーコミッション等の名目で金銭を徴収し、もって賭博場を開帳して利益を図ったものである。

### 南富良野区域特定地域整備事業実施計画（変更）の公告

南富良野区域特定地域整備事業実施計画の変更の認可の申請を適当とする旨の決定をしたので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「旧機構法」という。）第19条第４項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第８条第６項の規定に基づき公告し、同事業実施計画書（変更後）の写しを次のとおり縦覧に供する。